

# 宮崎県医療介護推進協議会

日 時：令和3年6月2日（水） 午後4時～

場 所：県電ホール

## 会 次 第

1 開 会

2 福祉保健部長あいさつ

3 委員紹介

4 議題等

地域医療介護総合確保基金事業について

（1）令和2年度実施事業（医療分・介護分）について

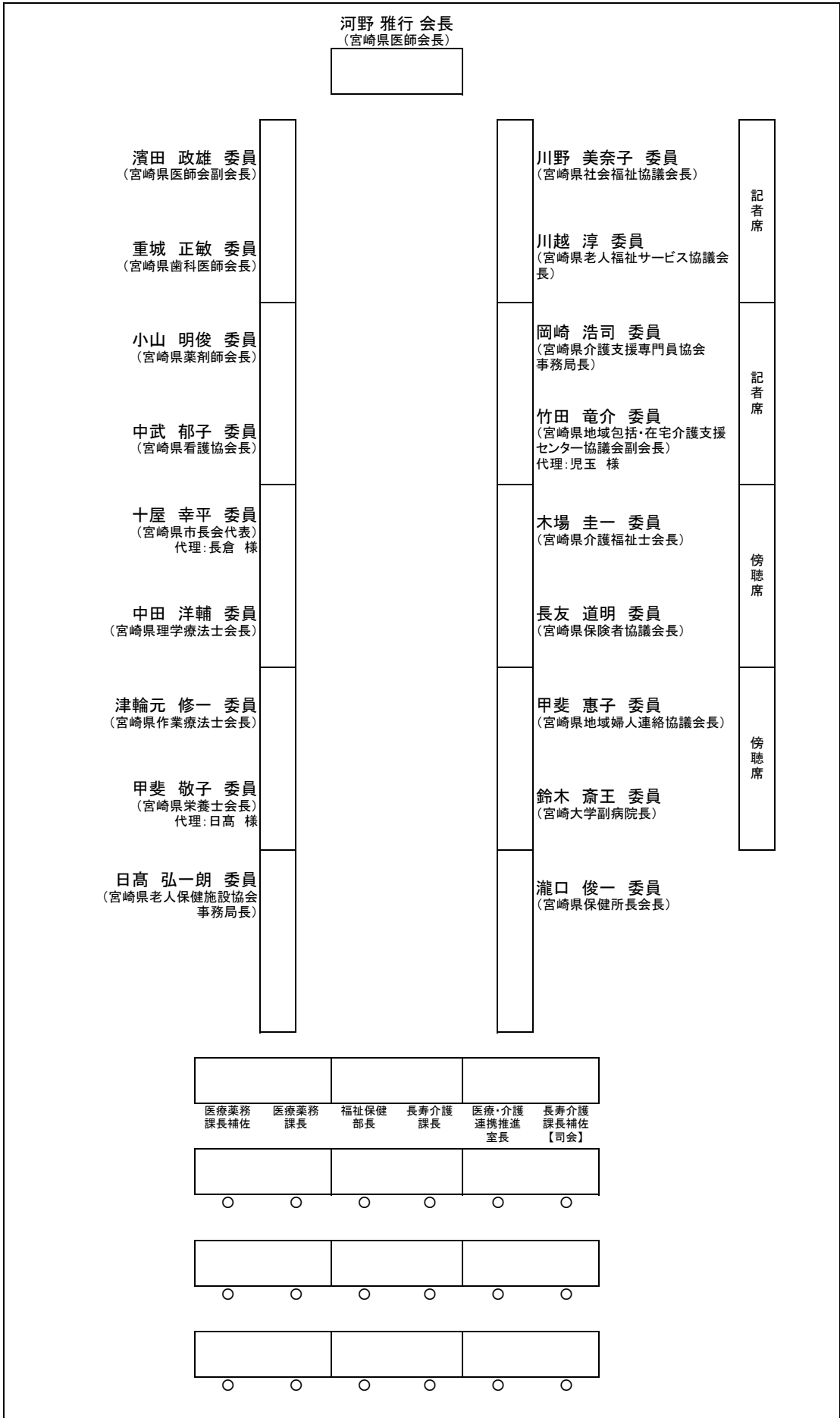
（2）令和3年度計画事業（医療分・介護分）について

5 その他

6 閉 会

# 宮崎県医療介護推進協議会

開催日: 令和3年6月2日(水)  
場 所: 県電ホール(宮崎県企業局庁舎)



## 宮崎県医療介護推進協議会出席者名簿

令和3年6月2日

団 体 名	役 職	氏 名	出欠
宮崎県医師会	会長	河野 雅行	○
宮崎県医師会	副会長	濱田 政雄	○
宮崎県歯科医師会	会長	重城 正敏	○
宮崎県薬剤師会	会長	小山 明俊	○
宮崎県看護協会	会長	中武 郁子	○
宮崎県理学療法士会	会長	中田 洋輔	○
宮崎県作業療法士会	会長	津輪元 修一	○
宮崎県栄養士会	会長 (代理：副会長)	甲斐 敬子 (日高 知子)	○
宮崎県老人保健施設協会	事務局長	日高 弘一朗	○
宮崎県社会福祉協議会	会長	川野 美奈子	○
宮崎県老人福祉サービス協議会	会長	川越 淳	○
宮崎県介護支援専門員協会	事務局長	岡崎 浩司	○
宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長 (代理：会長)	竹田 竜介 (児玉 智宏)	○
宮崎県介護福祉士会	会長	木場 圭一	○
宮崎大学	副病院長	鈴木 齋王	○
宮崎県市長会	代表(日向市長) (代理：日向市地域共生・地域医療推進担当理事)	十屋 幸平 (長倉 芳照)	○
宮崎県町村会	会長(西米良村長)	黒木 定藏	欠
宮崎県保険者協議会	会長	長友 道明	○
宮崎県老人クラブ連合会	副会長	松本 順子	欠
宮崎県地域婦人連絡協議会	会長	甲斐 恵子	○
宮崎県保健所長会	会長	瀧口 俊一	○

## 宮崎県医療介護推進協議会設置要綱

平成27年3月17日  
福祉保健部医療薬務課  
長寿介護課

### (設置)

第1条 県内の医療・介護の推進を図るため、医療・介護関係者等で構成する多職種協働による医療介護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域医療介護総合確保計画に対する意見に関すること。
- (2) 在宅医療・介護推進に係る方針策定に関すること。
- (3) 在宅医療・介護推進に係る課題の抽出と対応策の検討等に関すること。
- (4) その他医療・介護推進のために必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等の推薦する委員をもって構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (会議)

第5条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を主宰する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を行う。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

2 協議会設置当初の委員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成28年8月31日までとする。

### 附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

宮崎県医療介護推進協議会構成団体等

団 体 名
宮崎県医師会
宮崎県歯科医師会
宮崎県薬剤師会
宮崎県看護協会
宮崎県理学療法士会
宮崎県作業療法士会
宮崎県栄養士会
宮崎県老人保健施設協会
宮崎県社会福祉協議会
宮崎県老人福祉サービス協議会
宮崎県介護支援専門員協会
宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会
宮崎県介護福祉士会
宮崎大学
宮崎県市長会
宮崎県町村会
宮崎県保険者協議会
宮崎県老人クラブ連合会
宮崎県地域婦人連絡協議会
宮崎県保健所長会